

社会福祉法人塔南学園 報酬規程

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人塔南学園（以下「当法人」という。）定款第8条、定款第21条、評議員選任・解任委員会運営細則第6条に基づき、当法人業務に伴う役員等に対する報酬の支給基準として定める。

(定 義)

第2条 当法人の役員等とは、理事、監事及び評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(業務の種類)

第3条 役員の仕事は、次の各号に定めるところによる。

- 1 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会
- 2 監事による定期又は臨時監査
- 3 その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等)

第4条 当法人業務に伴う役員等に対する報酬は支給しない。

(委 任)

第6条 この規程に定めのない、その他必要な事項については、理事長が定める。

(改 正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決を経て、評議員会の承認による。

附 則 本規程は、評議員会の承認を経て平成29年6月16日から施行する。